

特別支援教育における教職員の専門性の考え方の整理

国立特別支援教育総合研究所

教員には、すべての教員に求められる基盤となる専門性があり、それに加えて個々が担当する職種・役割ごとの専門性がある。そしてそれらが組織や地域の中で有機的に働いて、望ましい教育が実現される。

ここではまず、本報告書第Ⅱ章「情報収集及び概念整理」にて収集した情報や、インクルーシブ教育システムの構築に向けて必要となる研修要素等を基に、学校関係者に求められる専門性について整理した。具体的には、

- (1) 管理職
- (2) 特別支援教育コーディネーター
- (3) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導で障害のある子どもを担当する教員
- (4) 通常の学級担任
- (5) 特別支援教育支援員

について、その職種・役割から考えられる専門性について整理した。

そしてそこから「すべての教員に求められる基盤となる専門性（資質・能力）とは何か」について検討した。

本章では、これらの専門性の検討結果について報告する。

<参考>

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）より、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に係る専門性の在り方について説明している箇所を以下に抜粋する。

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。
- すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。
- 学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。
- （特別支援学校教員について）特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

以下、職種・役割ごとの専門性についてまとめたもの。

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

我が国における障害のある子どもの学びの場は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、子どものニーズに合わせた選択ができるよう複数用意されている。

特別支援学校は、障害のある子どもに幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置されたものである。特別支援学級は、知的障害特別支援学級をはじめ、肢体不自由特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級、弱視特別支援学級、難聴特別支援学級、言語障害特別支援学級、自閉・情緒障害特別支援学級の7障害種の学級があり、それぞれの障害のある子どもたちが籍を置き、一人一人のニーズに応じた指導が行われている。また、通級による指導は、通常の学級に在籍し、障害の状態等に応じた指導を特別な場で受けるという指導形態である。指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などである。

このように、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導は、障害のある子どもたちが、より専門的な指導を受けられる場として用意されたものであり、そこで指導を担当する教員は、子どもと関わる基礎的な指導力とともに、障害のある子どもへの指導に対して高い専門性が求められている。

以下に、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員の専門性に関する通知・報告・資料等の概要を整理した。

1. 特別支援教育の推進について（通知）（2007）

この通知では、特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠であるとし、各学校は、校内外の研修により専門

性の向上に努めることが重要であるとしている。特別支援学校教員の専門性の向上については、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常の学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受けることが考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ることが提言されている。

また、「教育活動等を行う際の留意事項等」の項では、次のような内容が記載されている。

① 障害種別と指導上の留意事項

- ・ 障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

② 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

- ・ 各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。
- ・ 入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

③ 生徒指導上の留意事項

- ・ 障害のある幼児児童生徒は、その障害による学習上又は生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。
- ・ 生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

④ 交流及び共同学習、障害者理解等について

- ・ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

⑤ 進路指導の充実と就労の支援について

- ・ 障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

その他、保護者からの相談への対応や早期からの連携について、「全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと」や支援員、学校間、関係機関との連携などの必要性について述べられている。

2. 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告（2010）

この報告では、特別支援学校教員に求められる専門性について、平成 19 年 4 月の教育職員免許法改正における専門性の整理から、5 つの障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に共通する専門性として、特別支援教育全般に関する基礎的な知識（制度的・社会的背景・動向等）、それぞれの障害種別ごとの専門性として、各障害種の幼児児童生徒の心理（発達を含む）・生理・病理に関する一般的な知識・理解や教育課程、指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力、特別支援学校のセンター的機能を果たすために必要な知識や技能を挙げている。

また、特別支援学級、通級による指導担当教員に求められる専門性については、現行制度の下では、他の特別の免許状の所持は必要とされていないことに言及しつつ、「特別支援教育全般に関する基礎的知識（制度的・社会的背景・動向等）」、「障害種ごとの専門性として、担当する障害のある子どもの心理（発達を含む）や障害の生理・病理に関する一般的な知識・理解」、「教育課程、指導法に関する知識・理解及び実践的指導力」などに整理している。

そして、特別支援学校教諭免許状の取得を促進すること、免許状を取得しやすい環境の醸成を図ること、専門的な研修を受ける機会を増やすことの必要性とともに、特に、特別支援学級担任の授業力、学級経営力を育成するための研究授業等を内容とする研修システムの検討について言及している。

3. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（2012）

この報告では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校の役割について各項目で触れている。就学相談・就学先決定の在り方についての項目では、「早期からの教育相談・支援の充実」や「一貫した支援の仕組みに関わる個別の教育支援計画の活用や拡大」、また、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の項目では、「基礎的環境整備」に関わる事項について、さらに、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進の項目では、「学校間連携による地域の教育資源の活用」、「特別支援学校のセンター的機能の活用」、「特別支援学校間のネットワークの構築」、「交流及び共同学習の推進」について言及している。また、教職員の専門性向上等の項目では、特に、特別支援学校教員には「特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性をもバランス良く身に付けることが重要である。」としている。

特別支援学級、通級による指導担当教員については、その専門性の向上を

課題として示しつつ、連続性のある多様な学びの場の一つとして、基礎的環境整備や合理的配慮、交流および共同学習の推進に関わること、また、学校間等の連携に関して、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）に関わる市町村における特別支援教育のセンターとしての役割についても言及している。

これらの役割から特別支援学校教員、特別支援学級教員、通級による指導担当教員に必要な専門性について理解することができる。

4. 特別支援教育「特別支援学級設置校の課題」(2011)

河本は、「特別支援学級設置校の課題」の中で、全国特別支援学級設置学校長協会が、特別支援学級担任に求められる専門性について、次の4つの視点で整理したことを述べている。

- ① テクニカル（目に見える実践的技量）：教職や教科の専門的知識、指導技術、専門性を支える教養、適切な表現能力、経験や研修を通じた教育指導、技術の蓄積
- ② コンセプチュアル(内面的な思考様式)：ものの見方(広い視野や先見性)、創造力、分析力、構成力、応用力、省察、熟考
- ③ ヒューマン（総合的な人間力）：人間理解（カウンセリングマインド）、感性、対人関係能力、社会性、協調性、責任感、使命感
- ④ マネジメント：経営、管理、学級経営における根幹の力、児童生徒の能力を引き出すような力

5. 通級による指導の担当者の役割 (2006)

通級による指導の担当教員の専門性について、笹森（2006）は「個々の障害の克服・改善と環境への適応であり、通級指導教室の役割は、教室での専門的な指導が日常生活で生かされるよう、保護者への支援、在籍学級担任との連携をすることでもある」と指導の目的について述べており、これらの指

導目的を遂行するために必要な力が専門性であると考えられる。通級による指導を担当する教員に求められる専門性は、通級による指導を行うに当たり、必要な教科学習や特別支援教育に関する知識や指導技術と合わせ、その基盤となる思考力、調整力等が求められるといえよう。また、子どもが身に付けた力を通級による指導の場以外でも発揮できるよう、環境への働き掛けも必要となるであろう。

6. 通級指導担当の教員が必要とする専門性に関する検討（2007）

小澤・高橋（2007）が通級指導担当教員に実施した調査によると、担任教員に求められる専門性として「相手の立場を尊重する気持ち」、「障害についての知識」、「通常学級の経験」、「通級指導の経験」が挙げられていた。

また、関連機関とのコーディネートにおける専門性には「関連機関についての知識・情報」、「障害についての知識」が、保護者への対応で求められる専門性には「カウンセリング・教育相談の知識や技術」、「障害についての知識」が求められるとしている。さらに、現場で子どもや保護者と向き合っている教員は、障害についての知識を得ることと障害のある子どもの指導経験が非常に重要だと感じていることが示されていた。

専門性の在り方やその研修についての検討が行われる中で、独立行政法人教員研修センターが作成した平成 22 年度版の各都道府県等教育センターの研修に関わるデータベースを分析したところ、特別支援教育については、全国で 475 講座が開講されおり、その内容は大きく「学級経営」、「障害に関する特性理解と指導」、「学習指導・授業づくり」、「個別の指導計画・支援計画の作成」、「教育課程」、「その他」に分類されるものであった。中でも、以下の内容が多くみられた。

- ・「障害に関する特性理解と指導」、「授業づくり」、「個別の指導計画の作成」といった特別支援教育における指導の充実を目的とした講座

- ・「心理検査」といったアセスメントのスキルを高めることを目的とした講座
- ・「自立活動」、「進路指導」、「キャリア教育」等障害を通じた支援に関する講座

なお、これらの研修は、特別支援学校、特別支援学級担任、通級による指導担当を含むすべての教員を対象としたものがほとんどである。教育センターで実施されている特別支援教育に関する研修は、受講の対象者を広げる傾向が見られる。特別支援学校、特別支援学級担任、通級による指導担当教員だけでなく、通常の学級の担任にも障害のある子どもの指導に関わる、専門性の充実が求められているといえよう。

以上のように、特別支援教育においては、障害や障害のある子どもたちの指導に関する知識を身に付けることが研修の中心となっている。

通常の学級においては、障害のある子どもを含めた多様な子ども一人一人の教育の充実のために、特別支援教育の専門性を生かした分かりやすい授業の工夫を充実させることが求められている。特別支援教育の知見は、今後とも、より一層求められるだろう。一方、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導担当教員を対象とした研修においては、通常の学級への支援を考慮した内容が必要である。

7. インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育担当者の専門性

インクルーシブ教育システムでは、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級は、連続性のある多様な学びの場として位置付けられる。特別支援学校、特別支援学級、通級による指導だけでなく、通常の学級においても、障害のある子どもが学ぶ場として、個々の子どもの障害の状況等に応じた指導内容や方法の工夫などが求められている。

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員は、障害のある子どもの指導に求められる専門性ととも、通常の学級の担任教員への支援などに関わる連携のための専門性が必要となっている。

ここでは、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性を「障害のある子どもの指導に関する専門性」と「関係者との連携に関する専門性」に整理した。

8. 障害のある子どもの指導に関する専門性

① 障害の特性の理解と指導

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員は、障害の特性の理解とその指導法についての知識を基に、日々の指導や授業を効果的に組み立て、実施するなど、実践に結び付ける技能が必要とされる。

また、通常の学級に学ぶ障害のある子ども、障害と判断されていないが特別な指導や配慮が必要な子どもについての理解や指導に対して、学級担任への助言や支援に必要な専門的な力が期待される。

② 子どもの実態把握とアセスメント

障害のある子どもの指導の基本となる個別の指導計画の作成・実施・評価・改善のP D C A (Plan Do Check & Action) サイクルでは、まずは、子どもの実態を把握した上で、その子どもに必要な指導の内容や方法、日常生活における具体的な支援の手立てについて検討することが必要となる。

こうしたことから、子どもの実態把握に関する知識を身に付けることが求められる。

子どもの実態把握は、子どもの保護者や関係者からの情報、子どもの行動観察、諸検査等のアセスメントから行う。

アセスメントの種類や方法は多種多様であり、何を用いるかは、子どもの障害やその状況、確かめたい事柄によって異なる。したがって、すべての担当教員がすべての検査について学ぶことは難しい。

アセスメントに関するすべての知識や技能を身に付けることを必須とする

のではなく、基礎的な知識、実施の技能や結果の読み取りの技能に分けて、必要に応じた研修を受けるという考え方もある。

担当教員の立場や状況によっては、検査の実施は関係する諸機関の専門家に依頼し、検査結果のみを確認することも考えられる。担当教員にとっては、検査結果から支援の手立てを考えることがもっとも求められる内容であろう。

③ 個別の指導計画の作成

障害のある子どもなど、個に応じた指導が必要な子どもについては、個別の指導計画を作成することが必要である。

個別の指導計画を作成するには、「子どもの実態を把握していること」、「子どもの障害特性を理解していること」、「障害特性に対応するための手立てを知っていること」が必要となる。そのために、実態把握、障害の特性、障害の特性に応じた指導内容・方法等の知識が求められる。さらには、保護者の心配や願いを十分に理解して指導計画を立てることで、保護者と指導の目標が共有でき、学校と家庭の連携が取りやすくなり、関わりの一貫性を保つことにつながっていく。

個別の指導計画を作成する際には、目標や指導方法を具体的に記しておくことが必要である。目標が大きすぎたり、抽象的であったりすると、具体的な指導の方向が定まらないことになりかねない。また、指導目標と指導方法が具体的に記載されていないと指導の成果が的確に評価できないこととなる。

④ 学級づくり・授業づくり

特別支援学校、特別支援学級、通常の学級のどの学びの場においても、学級集団を形成し、授業を通して教育を行うことは共通である。

特別支援教育を担当する教員には、障害のある子どものいる学級での学級づくりや授業づくりにおいて、障害に関する専門性を生かす力が必要である。

学級の中で、その子どもにとって「必要な支援とは何か」の判断や効果的

な支援の選択、支援の適切さの判断といった一連の取組に専門性が活用されなくてはならない。

通常の学級担任の場合、障害のある子どもに関する知識や能力は必ずしも十分とは言えず、障害のある子どもを含む学級での学級づくりや授業づくりに課題があることがある。

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の担当教員は、交流及び共同学習、通級による指導など多様な学びの場における多様な子どもの学びを充実させることを視野に入れ、学級づくり、授業づくりについて、通常の学級の担任教員とともに、それぞれ専門性を活かしながら、連携・協働して取り組むことが必要とされる。

9. 関係者との連携に関する専門性

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の担当教員には、通常の学級の教員、特別支援教育コーディネーター、管理職、校外の関連機関と連携・協働して子どもの指導・支援に取り組む力が求められる。

① 通常の学級の担任教員との連携

特別支援学校、特別支援学級では、交流および共同学習において、また、通級による指導では、子どもが在籍する通常の学級において、担任教員との連携が必要となる。

例えば、交流及び共同学習の指導計画、通級による指導の個別の指導計画を検討する際に、子どもの実態、学級の状況などを共有し、指導の目標や内容・方法について協議することが考えられる。

それぞれの場における子どもの捉え方、指導の考え方やその実際について情報を伝える「連絡」だけでなくそれぞれの場の指導を踏まえ、交流及び共同学習や通級による指導の内容や指導方法・指導時間を共に考えたり、また、それぞれの場における指導を見直したりするなどの「調整」も必要である。

② 特別支援教育コーディネーターとの連携

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、連絡・調整役等とその役割として指名されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについては、それらに加えて、地域の特別支援教育のセンター的な機能を担う中心としての役割がある。

障害のある子どもの保護者の相談の窓口となったり、障害のある子どもの指導について、校内の教職員への相談を行ったり、また、交流及び共同学習や通級による指導を実施する場合、校内外の関係者との連絡・調整を行ったり、校内委員会を運営するなど、それぞれの学校における特別支援教育のキーパーソンとしての役割を担っている。

学校組織として特別支援教育を推進していくに当たり、当然、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の担当教員は、特別支援教育コーディネーターとの密接な連携が必要となる。

③ 管理職への報告、連絡、相談

管理職には、日頃から子どもの様子を知らせ、子ども自身の成長や学級の成長・変化を報告しておくことが望ましい。日頃からその状況を報告していくことは、緊急な対応を要する際に、また、外部関係機関との連携の際に、円滑な情報の伝達と適切な対応を可能にする。

保護者と教師との間で指導上の課題が生じた場合など、管理職に相談し、その指導や指示を仰ぐことが必要となる。

日頃から、管理職への報告、連絡、相談など連携・協働する必要がある。

④ 校外の関係機関等との連携

校外の関係機関等との連携は、管理職や特別支援教育コーディネーターを通して組織的に行うことが必要である。また、随時、必要に応じて行う場合だけでなく、計画的に行う場合もある。

例えば、年度初めに、関係機関や関係者との情報交換をしておくことで、その後の連携が円滑になると思われる。

⑤ 特別支援学校教員、特別支援学級、通級による指導担当者の専門性と連携

インクルーシブ教育システムの構築において、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の担当教員は、特別支援教育に関する専門的な資質・能力を有する教員として、これまで以上にその活躍を期待されている。

それぞれの役割や専門性は、障害の種類や程度等によって、また、教育の場の状況などによって異なるが、それらの役割や専門性を相互に補完し合いながら、連携し、地域における障害のある子どもの教育を担うことが求められている。

【文献】

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. 独立行政法人教員研修センター（2010）. 平成22年度版の各都道府県等教育センターの研修に関わるデータベース. 河本眞一（2011）. 特別支援学級設置校の課題. 特別支援教育, 42, 4-5. 文部科学省初等中等教育局長通知（2007）. 特別支援教育の推進について（通知）. 小澤朋・高橋智（2007）. 通級指導担当の教員が必要とする専門性に関する検討－東京都の難聴・言語障害通級指導担当者への面接法調査から－. 東京学芸大学紀要, 総合教育科学系, 58, 245-257.

笹森洋樹（2006）. 通級による指導の担当者の役割. 国立特別支援教育総合研究所, 障害のある子どもの教育の広場.

<http://www.nise.go.jp/portal/elearn/shiryuu/jyoucyo/joucho-tsukyu.pdf>

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（2010）. 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告